○内閣府厚生労働省令第五号

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）及びデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係政令の整備等に関する政令（令和五年政令第三百十六号）の施行に伴い、並びに労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）及び労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年三月二十二日

内閣総理大臣　岸田　文雄
厚生労働大臣　武見　敬三

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（金銭債権等と預金等との誤認防止） **第八十七条**　［略］ ［２・３　略］ ４　前項の場合において、金庫は、同項の規定による掲示の内容を当該金庫のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。 （休日の承認の申請等） **第百十条**　金庫は、令第六条第二項第二号の規定による休日の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣等に提出するものとする。 一　［略］ 二　令第六条第三項の規定による掲示及び閲覧に供する措置の方法を記載した書面 ２　［略］ ３　金庫は、令第六条第三項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該金庫のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。 ４　金庫は、令第六条第二項第二号の規定による休日の承認を受けたときは、次に掲げる事項を当該承認に係る事務所の店頭に掲示するとともに、前項に規定する方法により公衆の閲覧に供するものとする。 ［一～三　略］ （業務取扱時間） **第百十一条**　［略］ ［２・３　略］ ４　金庫は、前項の規定による業務取扱時間の変更をするときは、次に掲げる事項を当該事務所の店頭に掲示するとともに、当該金庫のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。 ［一～三　略］	（金銭債権等と預金等との誤認防止） **第八十七条**　［同上］ ［２・３　同上］ ［項を加える。］ （休日の承認の申請等） **第百十条**　［同上］ 一　［同上］ 二　令第六条第三項の規定による掲示の方法を記載した書面 ２　［同上］ ［項を加える。］ ３　金庫は、令第六条第二項第二号の規定による休日の承認を受けたときは、次に掲げる事項を当該承認に係る事務所の店頭に掲示するものとする。 ［一～三　同上］ （業務取扱時間） **第百十一条**　［同上］ ［２・３　同上］ ４　金庫は、前項の規定による業務取扱時間の変更をするときは、次に掲げる事項を当該事務所の店頭に掲示しなければならない。 ［一～三　同上］